

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和2年3月27日	令和2年4月10日	情報公開審査会の結論が出るまでに時間がかかるのをよいことに、証拠隠滅を図る可能性があります。市政モニター、世論調査、民間ネット調査、区民モニター（区民アンケート）に関する文書について、廃棄された記録が確認できる文書を公開してください。	公開請求却下		市政改革室	総務担当